

グリーンボンドコンサルティング部門の能力及び知見に係る判定基準

以下の全ての基準を満たしていると認められる場合に、グリーンボンドコンサルティングを実施することができる能力及び知見を有するものとします。

項目	基準
1. グリーンボンドガイドライン、グリーンボンド原則等に適合したグリーンプロジェクトに関する知見提供	グリーンプロジェクトの種類及びその環境改善効果といった環境面での専門的知見を有すること。
	債券発行に係る専門的知見を有すること。
	上記の専門的知見について、常に最新のものとする方法について記述があること。
2. グリーンボンドによる調達資金の用途となるグリーンプロジェクトがもたらす環境改善効果の定量化支援	(CO2削減効果)定量化に際して使用する指標及び定量化支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
	(その他の環境改善効果) 定量化に際して使用する指標及び定量化支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
3. グリーンボンドによる調達資金の用途となるグリーンプロジェクトがもたらしうるネガティブ効果とその対処に関する知見提供	ネガティブ効果が本来の環境改善効果と比べて過大とならないか否かについての判断に係る知見を有することについて、適正かつ明確な記述があること。
4. グリーンボンド発行に係る環境面での目標や、その前提となる発行体のESGに係る戦略等の策定支援	温暖化対策計画や2℃目標といった、環境に関する国内目標や国際的な目標に係る知見を有すること。
	環境面での目標や、その前提となる発行体のESGに係る戦略等の策定支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
5. グリーンボンドによる調達資金の資金用途になるグリーンプロジェクトが環境面での目標に合致するための規準の策定支援	環境面での目標と整合するような規準の策定支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。